

入院患者様へ

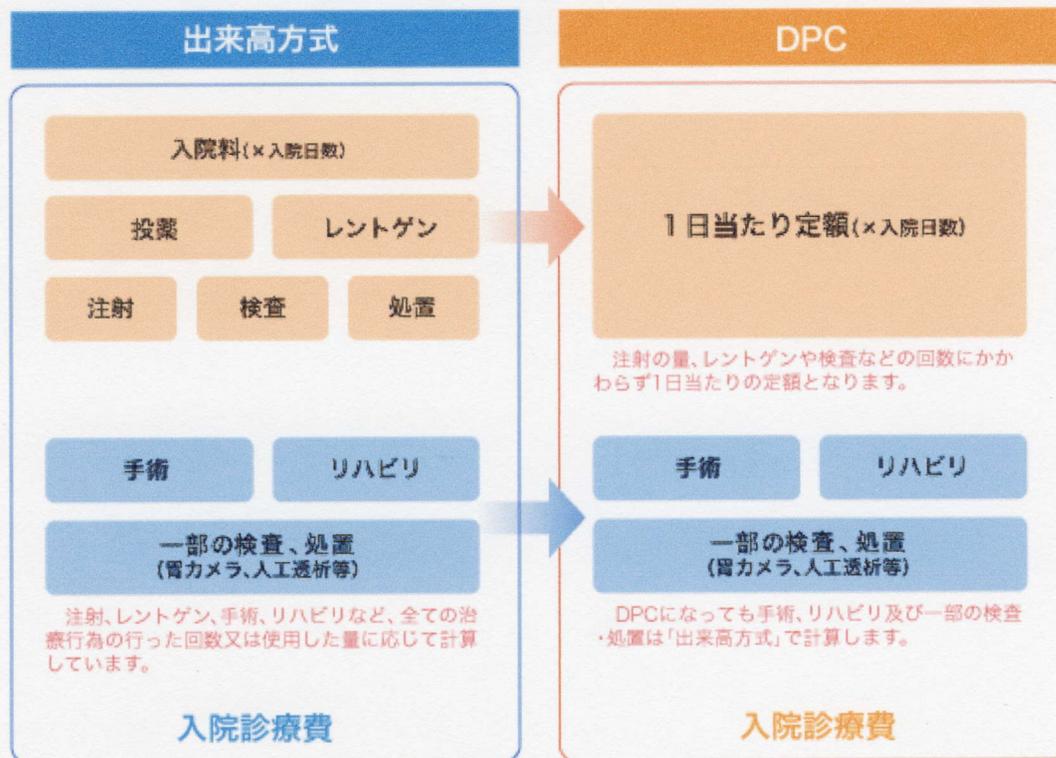
入院費の計算方式変更について

当院では、平成21年7月1日より「DPC（診断群分類別包括評価）制度」導入に伴い、入院費の計算方式が変更となります。

DPCとは、厚生労働省が緊急もしくは重症な患者様を中心に高度で専門的な入院治療等を行う、急性期病院を対象にして定めた新しい制度で、当院としても今後、急性期医療を行っていくためには、DPCへ移行が必要不可欠となり、導入することになりました。

これまでの計算方式は、投薬、注射、検査、レントゲン、処置、入院料等、各診療行為の料金を合計する出来高方式でした。

新しいDPC計算方式は、患者様の病名や診療行為などの内容に応じて分類されたもの（診断群分類）に対して、厚生労働省が定めた1日あたりの“包括評価部分”の医療費（投薬、注射、検査、レントゲン等を包括したもの）と従来の計算方式で算出した“出来高評価部分”の医療費（手術、内視鏡、リハビリ等）を組み合わせる「包括払い方式」になります。



DPCについて

1.当院では、厚生労働省からの指定を受け、平成21年7月1日よりDPC対象病院となります。これに伴い、入院費の計算方法がこれまでの「出来高計算方式」から「診断群分類包括評価（DPC）方式」へと変更いたしますので、ご理解よろしく願います。

2.DPCによる入院費の計算方法は、病名、手術・処置の有無、副傷病名などによって診断群分類を決定し、その診断群分類に定められた包括点数を基本に1日あたりの医療費を算出します。また、この方式により算定される包括部分は、入院基本料や検査、投薬、注射、画像診断等であり、一部の検査・処置、手術、麻酔などについては、従来と同様に出来高計算方式で算定されます。

3.DPC対象になる方は、平成21年7月1日以降でB3・B4・B5病棟に入院された方が対象になります。なお、平成21年6月30日以前に入院された方で、7月以降も引き続き入院される場合は、7・8月診療分はこれまでの出来高計算方式となり、9月診療分より、DPC方式での計算となります。

4.DPC対象にならない方

- 交通事故などの自由診療で入院される方
- 労働災害や公務災害が適用される方
- 入院後24時間以内に亡くなられた方
- 入院期間が長くなった方（診断群分類毎に決められた入院期間を超えた以降）

5.入院費のお支払いについて（平成21年7月よりDPC対象の方）

- 入院費のお支払い方法は、月1回（月末締め）の定期請求書が12日前後にお手元に届きますので、1階総合受付の会計窓口にてお支払い下さい。なお退院される方につきましては、退院時のお支払いとなります。
なお、第1回目の定期請求は8月12日前後です。
- 高額療養費制度は従来通り、ご利用いただけます。
- 食事療養費・室料差額・自費について、DPC方式の対象とはなりませんので従来通りのお支払いとなります。